

専門歯科衛生士資格失効者の救済措置について

(公社)日本口腔インプラント学会専門歯科衛生士委員会

(公社)日本口腔インプラント学会では、離職などの事由により、一度は更新条件を満たせず、専門歯科衛生士資格を失効してしまった場合でも、現在は業務に携わっており、通常の更新時と同等の条件を満たしている歯科衛生士に対し、再び専門歯科衛生士資格を付与することが出来る救済措置を発足することといたしました。下記要項をご確認いただき条件を満たしている方であれば申請が可能です。ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

(申請条件)

- ・過去に専門歯科衛生士を取得していること。
- ・通常の更新時と同等の条件を満たしていること。(専門歯科衛生士制度規程第12条参照)

(申請方法について)

申請条件を満たしていて、申請を希望する方は下記要件をご確認いただき申請をしてください。

- ・申請単位認定期間: 資格失効後、現在まで(失効期間は問わない)
- ・申請書類: 救済措置用の申請書類をダウンロードください(申請料 22,000 円)
- ・申請書類提出期間: 毎年 10 月 1 日～12 月 31 日
- ・提出先: 日本口腔インプラント学会事務局 専門歯科衛生士委員会宛
- ・認定期間: 更新後、5年間

※申請が承認された場合、専門歯科衛生士番号については過去に取得していた番号ではなく、新たに付与されます。

※資格付与後に失効した場合の再認定は認められません。